

## ○工事内訳書作成の留意事項

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が改正され、入札金額の内訳として、材料費や労務費等の内訳を記載しなければならないこととされたため、工事内訳書の様式を改正し、以下の項目を追加しました。

工事内訳書を作成する際は、下記内容をご確認のうえ、記載をお願いします。

うち材料費	○直接工事費の内、当該工事の施工に直接使用される材料の調達費用																
うち労務費	<p>○直接工事費の内、当該工事に従事する労働者の賃金や手当などの人件費（法定福利費（事業主負担額）等は含まれない。）</p> <p>○労務費は、労務単価（円/人日（8時間））×歩掛（人日/単位あたり施工量）の計算式等によって算出する</p> <p>※労務費の算出例（1）</p> <table border="1" data-bbox="451 853 1366 1122"> <thead> <tr> <th>工事の種類</th> <th>必要な人工数 (A)</th> <th>日額賃金 (B)</th> <th>労務費 (A) × (B)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○○工</td> <td>5</td> <td>10,000円</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>■■工</td> <td>20</td> <td>20,000円</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">労務費総額</td> <td>450,000円</td> </tr> </tbody> </table>	工事の種類	必要な人工数 (A)	日額賃金 (B)	労務費 (A) × (B)	○○工	5	10,000円	50,000円	■■工	20	20,000円	400,000円	労務費総額			450,000円
工事の種類	必要な人工数 (A)	日額賃金 (B)	労務費 (A) × (B)														
○○工	5	10,000円	50,000円														
■■工	20	20,000円	400,000円														
労務費総額			450,000円														
うち法定福利費の事業主負担額	<p>○健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金、雇用保険の内、事業主負担額を示す。</p> <p><b>(法定福利費＝労務費総額×法定保険料率)</b></p> <p>※法定保険料率の調べ方</p> <p>雇用保険・・・厚生労働省 HP</p> <p>健康保険、介護保険、子ども・子育て支援金・・・日本年金機構 HP</p> <p>厚生年金保険、子ども・子育て拠出金・・・全国健康保険協会 HP</p> <p>(例：令和8年4月)</p> <table border="1" data-bbox="491 1576 1195 2013"> <thead> <tr> <th>保険料の種類</th> <th>事業主負担分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雇用保険料</td> <td>1.05%</td> </tr> <tr> <td>健康保険料</td> <td>4.885%</td> </tr> <tr> <td>介護保険料</td> <td>0.81%</td> </tr> <tr> <td>子ども・子育て支援金</td> <td>0.115%</td> </tr> <tr> <td>厚生年金保険料</td> <td>9.150%</td> </tr> <tr> <td>子ども・子育て拠出金</td> <td>0.36%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>16.370%</td> </tr> </tbody> </table>	保険料の種類	事業主負担分	雇用保険料	1.05%	健康保険料	4.885%	介護保険料	0.81%	子ども・子育て支援金	0.115%	厚生年金保険料	9.150%	子ども・子育て拠出金	0.36%	合計	16.370%
保険料の種類	事業主負担分																
雇用保険料	1.05%																
健康保険料	4.885%																
介護保険料	0.81%																
子ども・子育て支援金	0.115%																
厚生年金保険料	9.150%																
子ども・子育て拠出金	0.36%																
合計	16.370%																

うち建退共制度の掛金

○建設業退職金共済制度（以下、「建退共」という。）の掛金納付の対象となる労働者がいる場合は、必要金額の記載を行う。

- ・ 中小受託予定事業者（下請予定事業者）が建退共の加入事業者である場合
- ・ 入札参加者が建退共の加入事業者であり、且つ、当該工事現場に従事する労働者がいる場合

※建退共の掛金納付の対象となる労働者がいない場合は、金額の欄に「－」と記載を行う。

うち安全衛生経費

労働安全衛生法等に基づく労働災害防止対策に必要な経費の記載を行う。

表4 「安全衛生経費」の考え方（土木工事の場合）

費用区分	主な内容		細目
直接工事費	工事目的物の施工に直接必要な安全設備（指定仮設及び参考図等に表示されているもの）	足場	・ 枠組足場、単管足場、吊足場等 ・ 手摺、開口部養生、幅木、落下防護ネット、小幡ネット、安全ブロック、親綱
		支保工	・ 型枠支保工、橋梁架設等支保工
		土留め	・ 仮締め切り（シートパイル、親杭横矢板、連壁）
		土留め支保工	・ 切梁、腹起（裏込めコン含む）
		作業構台	・ 索入構台、荷受構台、作業構台 ・ ローリングタワー、可搬式作業台、高所作業車 ・ 重機移動用敷き鉄板
		交通規制	・ 交通誘導警備員
		仮囲い	・ 仮囲い（万能板、フラットパネル、シートゲート他）、防音シート、防音パネル、足場出入りのゲート
間接工事費	準備費	調査費用	・ 埋設物調査試験ほか
		交通管理に要する費用	・ 規制車、クッションドラム、カラーコーン、バリケード、工事中表示板（内照式）回転灯、規制表示看板・お願い看板
	安全費	監視連絡等に要する費用	・ 列車見張員等有資格者、誘導員、監視員、作業指揮者、連絡員（潜水）等の配置、構内電話、無線機、作業主任者の配置、安全衛生責任者の配置
		安全意識、注意喚起に要する費用	・ 各種注意看板標識、安全掲示板
		安全管理等に要する費用	保護具類 ・ ヘルメット、保護めがね、防じんマスク（電動ファン付き呼吸用保護具）、耳栓、安全帯、防振手袋、軍手、皮手、ゴム手、安全靴、防護服、救命胴衣
		作業環境	・ 換気設備、空気清浄設備（潜函）、ガス抜き等の措置（ずい道）、各種環境測定器（酸素濃度ほか） ・ 排気管、圧力計（高圧室内）、照明器具
	警報設備	・ 土石流、洪水等の警報システム、異常温度の自動警報装置（潜函）・ベル、サイレン等警報装置（ずい道） ・ 風力計、雨量計、車両系建設機械のバックセンサー等、沈下計、傾斜計	
		倉庫、材料保管等に要する費用	・ 火薬庫など
	現場環境改善費		・ 照明器具、熱中症対策設備
	現場管理費	疾病・衛生対策費	・ 健康診断（一般・特殊健診）
安全訓練研修等に要する費用		・ 特別教育、各種資格取得のための講習受験費用 ・ 避難、救護、消火訓練等、送り出し教育、新規入場者教育、安全協議会、安全大会、RST、CFT	

出典：「安全衛生経費確保のためのガイドブック」（株）建設産業振興センター  
注）現行の「土木請負工事積算要領」国土交通省に基づき、一部改編

（その他の例）

- 保護具（防塵マスク、安全靴、フルハーネスなど）
- 安全衛生教育・技能講習・特別教育
- 健康診断（定期健診、特定業務健診、メンタルヘルス対策）
- その他（アルコールチェッカー、熱中症対策など）